

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

給湯器の点検商法トラブルが急増中！

<相談事例>

給湯器メーカーの関係者を名乗る知らない事業者が2人で来訪し、点検を行うと言われた。給湯器は10年を目安に交換することになっていると言われたため、給湯器を交換してから10年経っていないことを伝えたところ、事業者が室外の給湯器を見に行つた。2018年製であることがわかったが「使用してよい」というシールが貼られていないため点検したほうがよい、点検は無料だと言われた。受け取った名刺を見ると、ガス会社でもメーカーでもないため不審であった。メーカーの下請けか尋ねると、そのようなものだと事業者は返答した。

明日の都合を聞かれ午前中なら在宅していると伝え、来訪を約束した。
しかしガス会社による点検を受けた際には何も指摘は受けてはおらず
不審であり、心配だ。どうしたらよいか。



<アドバイス>

給湯器の無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして契約させる手口のトラブルが急増中です。

- ・点検後に製品の購入等を勧められてもその場ですぐに契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・本当に交換や工事が必要か契約先の事業者やメーカー等に相談しましょう。また、複数社から見積を取ることも大切です。
- ・事業者を装い「無料点検」をすると言って、住宅に上がり込み、家の様子や家族の状況などを下見した者が、後日、強盗事件を起こす可能性があります。安易に自宅に上げて点検させないようにしましょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)